

## 別記様式

## 会 議 概 要 書

審議会等の名称	磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議
担当部課名	健康福祉部 高齢者福祉課
会議の開催日時	平成23年8月17日(水)午後 1時30分
会議の開催場所	磐田市総合健康福祉会館2階生活訓練室
出席者(職・氏名)	磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議委員12名 磐田市地域包括支援センター社会福祉士7名 福祉事務所長、事務局3名
議 題	1 平成22年度高齢者虐待発生状況について 2 地域包括支援センターでの対応の実際 3 高齢者虐待防止のための取組みについて 4 その他
配付資料等の件名	・ 磐田市の高齢者虐待の状況 ・ 23年度高齢者虐待相談(通報)状況
概 要	<p>【開会】&lt;高齢者福祉課長&gt; 【会長あいさつ】 &lt;会長&gt; 最近高齢者の虐待案件が増加しているように感じる。高齢者虐待に関しては、とりわけ情報をどのように共有するかが難しい。守秘義務もあり適切な管理が重要。2番目に、それぞれの立場で虐待の発見や疑いがあったら行政へ連絡していただき、市民みなで見守っていくという姿勢を作っていくことが大事。3番目に虐待防止の取り組みとして行政ではこのネットワーク会議もあるのだが、日々の活動では市内6地域包括支援センターが大きな役割を担っている。多様化する相談によろずや的に対応してくれている。地域包括支援センターへの期待は高い。改めてがんばっていただきたい。</p> <p>【委員変更について】 &lt;高齢者福祉課長&gt; 磐田市人権擁護委員連絡協議会選出委員、磐田警察署生活安全課選出委員、介護相談員選出委員、養護老人ホーム選出委員の変更を報告</p> <p>【議事】 &lt;会長&gt; 次第に基づいて議事を進めてまいります。 「高齢者虐待発生状況」について事務局から説明をしてください。</p>

<事務局>

資料により磐田市の虐待件数の推移（18～22年度）説明  
22年度状況の報告  
別添資料について報告

<会長>

事務局の説明に関して質問はございませんか。  
藤本さん、民生委員に係る事例等についてきていますか。

<藤本委員>

虐待の具体的な事案は聞いていません。

<会長>

人権擁護委員の伊藤さんどうですか。

<伊藤委員>

人権擁護協議会では、人権身の上相談を行っているが、どちらかというとな法律相談が主。人権関連は少ない状況です。

<会長>

その他にはありませんか。

<袴田委員>

被虐待者の性別人数はどのような状況ですか。

<事務局>

男性より女性の方が虐待の対象として多い。数字は調べてお答えします。

<坪井委員>

通報件数に占める虐待認定件数の割合は増加していて、22年度では、通報件数の9割が虐待認定件数となっているが、そもそもの通報件数が減っている理由は何が、把握していますか。

<事務局>

虐待ケースのほぼすべてが地域包括支援センターを通じて市へ通報される。通報があった時点で地域包括支援センターで調査をして、虐待の可能性大なケースのみが市へ連絡されるためと考えています。

<会長>

資料p4によると地域包括支援センターの虐待相談は110件だが、さきほどのp1資料の通報件数は20件でギャップが大きすぎると感じるが。

<北部包括支援センター>

p4の表は延べ人数のため、同一ケースで複数回対応すれば数字は増える。虐待ケースは実態把握も行うため1回で終わる事はほぼありません。

<会長>

ではこの数字は地域包括支援センター側と市側で整合がとれているのですね。

<北部包括支援センター>

毎月全地域包括支援センターと市の担当で会議を持っているが、その中で新たに発生したケースを全員で検討し、虐待ケースに該当するかの検討確認を行っています。

<花井委員>

高齢者に比べ若い人の人数は減っているのですが、一概に高齢者虐待が増加し続けるとは限らないのではないかと。どういう世代の人が虐待に関わっているのか、虐待をしている側の年齢別統計はあるのですか。

<事務局>

現在データはありません。高齢者虐待をするのは多くは高齢者の子世代だが、高齢者から高齢者への虐待行為もある。年齢データについては今後集計したいと思います。

<会長>

若い世代の人口は高齢者に比べ少なくなっていく。今後虐待防止などの計画策定をする上でその実態を把握するために虐待者の年齢データが必要であると思うが事務局の考えは。

<石川委員>

虐待防止対策として、養護者側のケアも必要と考えているので、ご指摘のデータは必要になってくると考えます。

<会長>

地域包括支援センターでの対応の実際についてお願いします。

<事務局>

先ほど袴田委員からご質問のあった被虐待者の性別について報告します。男6女12です。

資料の一部訂正について p4p5 中部の1号被保険者数 7,000 を7,008 に訂正願います。

それでは、過去にあった事例をもとに虐待の通報・連絡を受けてから実際どのように対応されたのか、各地域包括支援センターから発表していただきます

<各地域包括支援センター> 発表

北部・・・警察からの通報を受けて、中部・・・親族からの通報を受けて、南部・・・本人からの通報を受けて、豊田・・・民生委員からの通報を受けて、豊岡・・・ケアマネからの通報を受けて、福田・・・近隣住民からの通報を受けて。

<会長>

個別の事案なのでコメントしにくいかもしれないが包括的に何かありましたらご発言を。地域包括支援センターのご苦勞がわかりますが、地域包括支援センターで処理できないときはどうするのですか。

<中部包括支援センター>

高齢者福祉課へまず連絡。どこにつなげば解決につながるのかを考えて関係先へ連絡します。生命の危険が考えられれば警察、その他、消費生活センターやご近所トラブルは身の上相談など。

<会長>

どうしてあげることが最善かと悩むと思うが、警察に相談があった時の相談は。

<渡邊委員>

同じ虐待であっても、夫婦間と親子間では違う。警察は被害届を出してもらわないと扱えないが、親は子を前科者にしたくないと被害届を出すことはまれ。経済的に搾取されていても、親は子を助けたい気持ちがあって被害届を出すことをためらう。そのため警察でも対応に困っている。

<会長>

経済がらみの虐待ケースは増えている。被虐待者が被害届を出す決心をつけられないことによる対応の難しさがあるのですね。

<渡邊委員>

親が逆恨みを恐れる面もある。

<会長>

県の対応はどうか

<木村委員>

福祉サイドの現場対応は市でやっている。精神がらみというか古典的な認知症隠しによる介護疲れが原因の虐待などの特徴あるパターンはプロの支援が入っていけば減少すると思います。

<会長>

市が方針を立て、相談が出来る体制づくりとその強化充実をさせていかなければならないと感じます。基本的なところ石川委員どうですか。

<石川委員>

虐待を受けている高齢者だけでなく養護者も含め、見守りや地域での居場所作りが必要と考える。相談の拡充等の施策については今年策定していく次期の保健福祉・介護事業計画の中で検討していきます。

<会長>

虐待が見つかったとき、地域はどう支えていくか、相談できるしくみはどうか、介護施設やケアマネとの連携や行政の対応など、みなで担う体制を作らないと、こういうケースは増加していくばかりだと思う。いずれにせよプロが必要で地域包括支援センターがそれを担うのであれば現体制でいいのか、それとも拡充していくのか・・・ここらは行政の役割として方向を作っていくか。経済的な虐待は花井先生の分野である成年後見をしっかりと考えていかなければならない世の中になっている。

虐待防止のためにどこを手当てすれば効果的か。防止の一手として、広報がありますが。

<松野委員>

どうということが虐待か知らない人もいるので啓蒙が大事。広報いわた含め、どんな媒体でも知らせていくことが大事だと思う。

<中田委員>

ケアマネや施設職員を通じての通報が多いということで、外語事業所が虐待発見に貢献できている。虐待に至る前に介護サービスを活用していただいて防止できればいいと思う。

<会長>

次に昨年保留になっておりました啓発ポスターの件。事務局から説明を。

<事務局>

まず、ポスターの件以外の取り組み予定について

- ・虐待防止ネットワーク会議の開催
- ・民生委員への周知
- ・広報いわたへの記事掲載
- ・リーフレット改訂版作成

昨年保留となりましたポスターですが、前回会議で委員からご提案のありました「笑顔の写真コンテスト」の入賞作品を使用し、新たな案を4種作成しました。ご検討をお願いします。なお、モデルには撮影者を通じて使用の許可を得ております。

<会長>

ポスターはどうやって使っていくか。また、大きさはどのぐらいの予定ですか。

<事務局>

医療機関に張り出していただく予定。大きさはA3程度で。

<会長>

	<p>医療機関以外へも公民館の公共施設に貼ったらどうか。 ご意見はいかがですか。</p> <p>&lt; 藤本委員 &gt; 高齢者虐待だから、高齢者が入っているものがよいと思う。</p> <p>&lt; 会長 &gt; では高齢者が入っていないものは外します。私は支えあいの点から幼児と高齢者を組み合わせた案がよいと思うが、高齢者のみの案と幼児との組み合わせの案で採決をします。 ～ 11 対 2 で組み合わせ写真の案に決定。～ 文字や内容について意見はありますか。</p> <p>&lt; 事務局 &gt; 連絡先の中に警察署も入れさせていただきたい。</p> <p>&lt; 渡邊委員 &gt; 虐待の相談は受けるが、このポスターに入れてよいかは、即答できません。</p> <p>&lt; 藤本委員 &gt; 幼児の写真は二人必要か、また、学校区は必要か。</p> <p>&lt; 事務局 &gt; 地域包括支援センターの担当地区割である学校区は、入れて欲しい。</p> <p>&lt; 会長 &gt; 総括します。子供の写真は 1 人ではバランスが悪いのでやはり 2 つで。ただ 1 人を男児か成人に代えたい。連絡先の所で学校区は残し、警察は入れない。 写真は事務局でもう少しあたることとし、会長決裁とします。ポスターを出していく時期ですが、防止月間などあれば関連づけて出していくとよい。 以上で本日予定の議事は終了です。事務局からありますか。</p> <p>&lt; 高齢者福祉課長 &gt; その他としまして、この高齢者虐待防止ネットワーク会議の委員の任期は 8 月 31 日までとなっております。次期の委員につきまして新たにご推薦をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>&lt; 閉会 &gt; 本日は貴重なご意見ありがとうございました。今後も今まで以上に連携をとっていきたいと思います。これで閉会いたします。</p>
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傍聴者の定員 - 会長が会議ごとに決定する。</li> <li>・傍聴手続き - 傍聴者申込書に住所、氏名を記入する。</li> <li>・その他、磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議傍聴要領に基づく。</li> </ul>